

## 農地を取得した場合の登録免許税の特例

～ 担い手の農用地利用集積計画等を利用した農地の取得を後押しします ～

### 本則

農地を買うと、所有権移転のための登記を行うこととなり、この登記の際には、通常、次の算式により登録免許税が課税されます。

$$\text{税額} = \text{不動産の価格（固定資産課税台帳価格）} \times \text{税率（売買20/1000）}$$

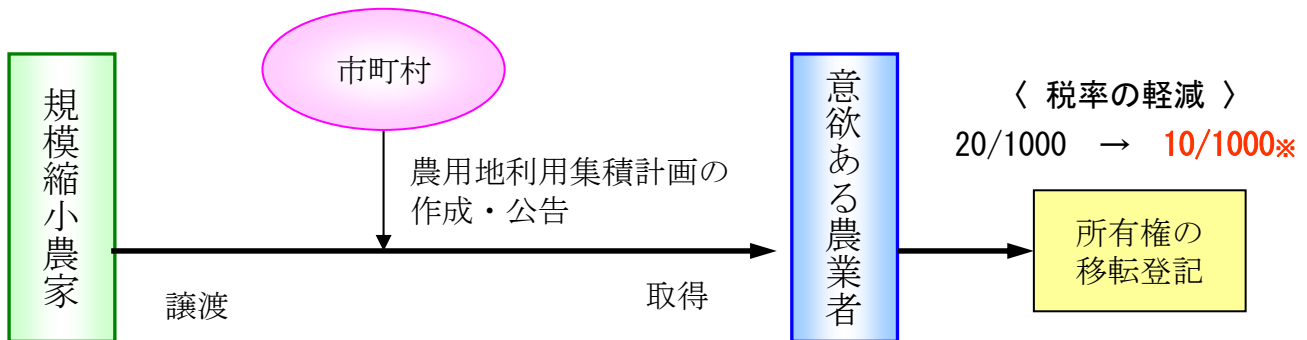
（注）税率は、令和5年3月31日までは、15/1000とされています。

### 特例

地域の農業者が、農用地利用集積計画を活用して農地を買った場合には、登録免許税の税率が**10/1000\***となります。

ただし、特例の適用対象となる土地は、農用地区域内のものに限りです。

地域の農業者が、農用地利用集積計画を活用して農地を買った場合  
（租税特別措置法第77条）



（注）特例の対象となる「担い手農業者」

認定農業者、特定農業法人、市町村基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たす者、経営規模の拡大を行おうとする者で一定の要件を満たす者

※ 令和5年3月31日までに取得した場合の税率

担当部署 農林水産省 経営局 農地政策課 企画グループ  
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5164  
(ダイヤルイン)03-6744-2150